

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第8号

平成19年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号(コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成19年8月14日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山崎 賀津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) <u>日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続するすべての用水路</u>	
(7) <u>日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流</u>	
(8) <u>小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川</u>	
(9) 略	(6) 略
(10) <u>小原川</u> と日野川の合流点より下流の日野川本流	(7) <u>安井井手</u> と日野川の合流点より下流の日野川本流
(11) 略	(8) 略
(12) 略	(9) 略
(13) 略	(10) 略
(14) 略	(11) 略
(15) 略	(12) 略
(16) 略	(13) 略
(17) 略	(14) 略
(18) 略	(15) 略
(19) 略	(16) 略
(20) 略	(17) 略
(21) 略	(18) 略
(22) 略	(19) 略
(23) 略	(20) 略
(24) 略	(21) 略
(25) 略	(22) 略
(26) 略	(23) 略
(27) 略	(24) 略
(28) 略	(25) 略
(29) 略	(26) 略
(30) 略	(27) 略

(31) 略
(32) 略
(33) 略
(34) 略
(35) 略
(36) 略
(37) 略

(28) 略
(29) 略
(30) 略
(31) 略
(32) 略
(33) 略
(34) 略